

否認されると手痛い海外渡航費 経費の範囲を知って資料の保管を

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

春の学会シーズンもたけなわ、海外で開催される各種学会への出席機会も増える時期だ。最近では、円高のメリットを利用して職員の慰安旅行先を海外にする医療機関もある。

こうした海外渡航の費用については、高額となることから、税務調査で重点的にチェックされることが多い。あらかじめ経費と認められる範囲を把握した上で旅行の日程を設定しないと、思わぬ追徴課税を受けることになりかねないので注意が必要だ。

1. 海外学会への参加費用

(1) 旅費・滞在費の取り扱い

海外渡航費に関しては、その出張が業務上必要であり、金額が通常必要な範囲内であれば経費処理が認められる。海外で開催される医学会への参加も、診療に必要な技術や知識の習得が目的であれば、旅費や滞在費などの支出を経費として処理できる。

ただし、こうした学会への参加に合わせ、観光などをした場合、それに要した費用を旅費として経費処理することはできない。この場合、個人診療所で

は必要経費から除外し、医療法人では役員賞与として取り扱う必要がある。

もし税務調査で否認され役員賞与と認定されると、法人側で損金算入ができなくなる上、海外渡航した理事長個人に対しては給与として所得税が課されることになるので、その影響は大きい。業務上の海外渡航に合わせて観光した場合、必要経費または損金として認められる金額の範囲は次の通りだ。

①往復の交通費 支出額全額

②ホテル代などの滞在費

支出額×業務従事割合(業務に従事した日数/業務に従事した日数+観光を行った日数)

ただし、「観光を行った日数」には土・日曜を含めなくてよいという取り扱いがあるため、ウイークデーを学会出席とし週末を観光日程に充てれば、業務従事割合は100%となり、滞在費を全額経費処理できる(図1)。

また、医師会などが主催する海外視察旅行に医療法人の理事長が参加する場合は、業務従事割合に応じ支出額を旅費と役員賞与に案分する方法が別に定められている。計算方法を図1に

整理したので参考にさせていただきたい。

なお、個人立診療所の院長が参加する場合、業務外の支出額は必要経費にできない。

(2) 同伴者の取り扱い

海外渡航に際し、配偶者などの親族を同伴させる場合には、その役割や必要性がポイントとなる。具体的には、同伴者に次の役割がある場合は、医療法人・個人立を問わず、その同伴者に関する支出も経費処理できる。

①国際会議への出席で、配偶者の同伴が求められる場合

②渡航者が障害者で常時介護を要する場合

③通訳など専門家の同伴が必要で、ほかに適任者がいない場合

こうした事情に合致しない場合、医療法人では同伴者の旅費は理事長への役員賞与として扱う。個人立の場合には、必要経費に算入はできない。

2. 慰安旅行の取り扱い

職員の慰労と職場のコミュニケーション促進のため、慰安旅行を実施する医療機関は少なくない。海外旅行費用は

最近の円高の恩恵を受けて低下傾向にあり、コスト面でも十分に診療所の福利厚生策の選択肢として考えられるようになってきた。

旅行費用を福利厚生費として経費処理できれば節税になり、実施しようという意欲も高まるが、そのためには税務上の要件を満たさなければならない。この要件に該当しない支出は職員への給与として扱い、所得税を源泉徴収する。

旅行の企画に当たっては、下記の要件をクリアしているかどうかを確認しておくことが欠かせない。

(1) 期間

4泊5日以内であること。ただし機内泊は日数に含めず、現地の滞在日数で判定する。

(2) 参加者

参加者が役員・職員の合計人数の50%以上であること(特定の役員のみを対象とした旅行などは認められない)。

(3) 金額

事業主側の1人当たりの負担額が高額でないこと。この基準は明確に定められてはいないが、過去の判例などによると、10万円前後が一つのラインと考えられる。20万円以上となると否認されるリスクが高まると予想される。

(4) 役員・職員以外の参加者の費用

① 職員の家族

職員の家族を同伴させ、費用を事業主が負担する場合、その費用相当額は当該職員に対する給与となる。法人理事などの役員に関しては役員賞与となり、損金算入できないので注意が必要だ。

② 取引先など

慰安旅行に取引先など外部の関係

図1◎海外渡航費の取り扱い

1. 業務従事割合の計算

$$\text{業務従事割合} = \frac{\text{業務に従事した日数}}{\text{業務に従事した日数} + \text{観光を行った日数}}$$

注) 観光を行った日数には原則として土・日曜を含めない

2. 税務上の処理

(1) 基本的な取り扱い

費用の総額を、次により旅費とそれ以外(役員の場合は役員賞与)に案分

区分	A. 旅費(必要経費・損金算入)として処理		B. 必要経費・損金不算入
	往復の交通費	その他の費用	
渡航の直接の動機が業務遂行のためである場合	全額	その他の費用×業務従事割合	総額-A
上記以外の場合	総額×業務従事割合		総額-A

(2) 同業者団体などが行う視察などのための海外渡航の取り扱い

① 損金算入割合の計算

$$\text{損金算入割合} = \text{業務従事割合の10\%未満を四捨五入した値(10\%単位)}$$

② 案分計算

費用の総額を、損金算入割合の区分に応じ、旅費と給与(役員の場合は役員賞与)に案分

損金算入割合	A. 旅費(損金算入)として処理		B. 給与(役員賞与)として処理
	往復の交通費	その他の費用	
90%以上	総額		—
10%以上 90%未満	業務従事割合≥50% 業務従事割合<50%	全額 その他の費用× 損金算入割合 総額×損金算入割合	総額-A 総額-A 総額

※(1)(2)とも、金額が通常必要な範囲内であることが経費処理の条件

者を招待する場合、その旅費は交際費に該当する。個人立の場合は全額経費処理が可能だが、医療法人では交際費の損金算入限度額の適用を受け、一部または全部が損金不算入となる。

冒頭でも述べたように、海外渡航費

は税務調査時、その実施内容を細かく問われる。出張や慰安旅行などの目的で海外旅費を支出した場合、現地の日程や参加者、1人当たりの参加費用などを証明する資料を整理・保管しておくことが重要だ。

森部の
アドバイス
帰国後直ちに整理を
旅行日程の工夫も



海外渡航費は税務調査で否認されると影響が大きいので、旅行から時間がたたないうちに渡航目的や現地での日程、支出明細などを整理し、資料を保存しておいてください。

支出額をできるだけ経費として処理するためには、学会などへの出席では観光を週末に行ったり、慰安旅行では福利厚生費の要件を満たす計画を立てるなどの工夫も必要です。

イラスト◎やまもと 妹子